



第47回行政情報公開部会

日時:平成8年7月19日(金)14:00~17:30

場所:第4合同庁舎共用第2特別会議室

出席者:

(部会)角田禮次郎部会長、塩野宏部会長代理、秋山幹男、今泉正隆、尾崎護、勝見嘉美、後藤仁、

佐藤幸治、鈴木良男、成田頼明、福川伸次、堀部政男の各専門委員

(その他の出席者)宇賀克也東京大学法学部教授、藤原靜雄国学院大学法学部教授

(事務局)田中事務局長、上野首席参事官、藤井主任調査員

議題:ヒアリング結果についての検討

部会長)最初に、昨日大阪で行われた情報公開法に関する懇談会についての報告を塩野部会長代理からしてもらいたい。

塩野)昨日午後2時から4時半までの間と予定していたのだが、4時50分までプリムローズ大阪という所で懇談会を実施した。部会長、秋山委員、佐藤委員、堀部委員、そして私、それから田中局長以下、事務局の人たちも出席した。地元からは、大阪市立大学の平岡教授、関西学院大学の平松教授、神戸大学の棟居教授、それから京都大学教授兼京都府公文書公開審査会会长代理の錦織氏の他、手元の懇談会出席者の経済団体、弁護士会、市民団体の人々の出席を得た。

前半は、市民団体等からの意見発表が行われた。概要は配つてあるので、時間の関係で一々紹介することはしない。委員の方々それぞれ、印象が強かったところは違うと思うが、私が特に印象に残った意見は、一つは、やはり大阪ということで、開示請求、不服申立て、或いは訴訟が地方でできるようにということで、特に裁判管轄については強い要望があつたし、また、部会の委員からも大いに賛成だという意見もあって、その点が一番印象に残ったところであった。それから、関係団体の中では、カルテとかレセプト等を請求することを中心とする団体が入っており、そういう方を始めとして、何人からか、自己情報の本人開示をこの要綱の段階で認めるべきという大変強い意見が出された。

その他は、従来からの意見と特に違うようなものは出されなかつたと理解しているが、知る権利については、各団体で要望していたところであり、また、学者のサイドから、棟居教授は、知る権利が入っていないことが致命的な欠陥ではないけれども、特に原則開示ということを際立てるためには、それを入れることによる効用があるのではないかと言っておられた。他の学者の方は、特に知る権利についての言及はなかつた。

部会長)他の委員から補足されることはないか。

今塩野部会長代理から話があったように、裁判管轄の問題は、今日まさに検討対象とされているし、後で論議してもらいたいと思う。これで、一応大阪の懇談会に関する報告は終わる。

次に、最終報告作成要領案を今から手元に配付する。事務局に読み上げを願う。

事務局)(読み上げ)

部会長)前回配った案と基本的な考え方方が変わっているわけではないが、これは記者発表もしたいし、前の案は私の考え方の経過を理解してもらうために、多少説明的な部分があつたが、そのような部分を落としたものである。若干説明すると、行政手続法の最終報告では、基本的な考え方と要綱案と要綱案の解説という三部構成になっていたが、取りまとめの基本的考え方と要綱案の解説とをまとめて情報公開に関する考え方ということにして、要綱とそれを併せて二部構成にするということである。

そして、中心となるものはこれではっきりしたと思うが、情報公開法要綱案はこれから審議してもらうとはいえ、ある程度姿は現れている。もう一つの、情報公開に関する考え方の部分は、そこにも書いてあるが、項目に分けてそれぞれについての考え方の説明を中心とし、なおその際に次の点に留意するということである。項目としては、中間報告の際に、情報公開法要綱案の骨子というものをまとめ、皆様の了承を得て発表したわけだが、その骨子の項目を探るということである。内容は詳しく説明することになるが、項目の取り上げ方としては大体あの項目と同じようなものになるという趣旨である。

なお、各項目ごとの説明の書き方については、各項目についての考え方を具体的に書くということが中心となる。これまでいろいろ報告書で明らかにする必要があるとされてきたものを、ここで詳しく書くということである。

後は、予めこういうこともあるということを先に言っておいた方がよいのではないかと思って、さはさりながら具体的に書き得ないものもあるということで、検討方向を示して、今後の検討に委ねるということも、これまでの議論で、要綱の中で全部取り上げるわけにはいかないから、ある程度我々の考え方を示して、将来の方向を示した方がよいだろうという問題があつたた

め、これも書くということである。

最後に、そこまでも書けない、もう少し問題点を指摘するに止めて終わるものもあるかもしれない。後の二つはやや言い訳がましいが、考え方を具体的に書くものというので切ってしまうと、何だと言われる心配があるので、後の二つを書いたわけである。

それに伴い、中間報告の注のうち、本文そのものの中に格上げするものもあると思うが、それ以外のものは、今の説明の中には原則的には採り入れることにする。言葉の説明のようなものは、要綱案に残した方がよいのかもしれないが、原則的に注は、説明の方に取り入れるという考え方をここに書いたわけである。これに伴い中間報告の要綱案の注を見直すというのはそういう趣旨である。

なお、この前の案には、逐条解説的な解説はしないというものが最後に書いてあったが、今度は消してある。考え方を変えたわけではなく、説明については、各項目について、こういう考え方で要綱を書いたのだと、また、こんな考え方もあったのだがそれは採用しなかったのだというようなことを、具体的に分かるように書くということを中心にして。したがって、要綱案の中には、この言葉の中には、この言葉も入っているとか、各省からいろいろ要望があったことを、そのまま約束事みたいに書き入れるということはなるべくしたくないということをこの前言ったつもりだが、逐条説明的なものはやらないというのは、実はそういう趣旨であったのである。しかし、今度はそういうきつい文句は止めた方がよいということで落とした次第である。

考え方は別に変わっていないが、項目ごとに、我々がどういう考え方でこういうものを書いたのか、その立法趣旨とか立法理由というものはできるだけ具体的に書く。しかし、この不開示情報の中には、こういう情報も入るというような逐条説明的なものはなるべく書かないことにしたいという気持ちでいる。それから、こうすることで、最終報告の素案的なものを9月早々にこの部会に提示するので、それについて本格的な議論をしてもらいたいと思っている。

以上、私から作成要領についての考え方を説明させてもらった。なお、私の考え方としては、今日、このペーパーで記者発表をするというつもりでいるので、お含み願いたい。何か質疑なり意見なりがあれば、発言願う。ないようなので、最終報告作成要領案については、了承したものとして取り扱わせてもらう。

それでは、本日の中心的な議題であるヒアリング結果についての検討を引き続き行うが、前半では、前に検討予定として差し上げたペーパーを見てもらうと分かってもらえると思うが、要綱案で言えば、第4と、第9から第16までの「開示請求に関する手続的諸規定」、さらに、第23の「利便の提供・運用状況の公表」について議論してもらう。それから、第3章の不服申立てと、司法救済の問題について議論してもらうという予定にしている。それでは、前半の部分について、討議を願う。

秋山)第9について、この制度を見直してみたのだが、まず、この制度は、文書を特定し、請求を受理した上のものなのである。その上で、文書が著しく大量な場合には、支障があるからと言って一部だけ決定をするというものである。これは、結局時間がかかるという第11との関連で出てきている考え方なのか、その辺をもう少し検討してみる必要があるのではないか。なぜこの制度が必要なのか。それは第11の期間制度があって、その期間では到底できないから相当な部分だけ開示すればよいのだという制度として位置付けるのか。もしそうだとすると、第11をもっと工夫するというやり方も考えられるという気がする。

それから、この制度に疑問が生ずるのは、すでに請求を受理しておきながら、その一部だけ決定をし、残りは知らん顔をしてよいということである。こういう制度はあってよいのか。行政手続法的な観点からはどうか。正式に請求は受理し、一部についてだけ決定をし、残りの部分については拒否処分をするならまだ分かるが、何もないでよいという制度では、どうも落ち着きが悪いような気がする。決定しなかった部分については、不服申立てができるという考え方なのか。

また、第10の3には、「存在しないことその他の理由により」という表現があるが、この「その他の理由」とは何かというのが、実は昨日大阪で出ていたのだが、「その他の理由」とは第9を指すのか。この点も明確にしなければならないという気がして、私自身も考え方の整理はつかないのだが、第9についてもう少し整理をするならば、例えば非常に大量な請求が出て、請求を受理したもの期間内にできない場合には、請求を分割して第1の分割について答えて、残りの部分についてのやり方を制度として建てればもう少しスッキリするのではないかと思う。

それと、請求の単位というのはどう考えるのか。請求書1通ごとに1件と考えるのか。例えば、ある人が請求書を10枚出した場合、1枚ごとに1件と考えるのか。そうなると、今日出して、明日も出すという場合にはどうなるのかという問題も出てくると思う。よく整理ができないで申し訳ないが、一応疑問ということで述べた。

堀部)法的な考え方いろいろあると思うが、地方公共団体の実態は、例えば平成X年からY年までの出張費に関する書類全部という請求が出てくるという話をよく聞く。件数だけでもそれだけで何万件となってしまう。行政手続法上どうなのかなということがまずあると思うが、一応窓口で話し合って、これは非常に分量が多いのでというようなことを言っているらしいが、請求側は、とにかく全部出してくれと言うのが実態のようである。そうすると、対応し切れず、いろいろ話し合いをして、この部だけとかこの課だけというふうに限定してもらっているという話も聞くが、やり取り自体が拒否になるのかどうかということについては、またいろいろあるのだろうと思う。

成田)第9は、自治体の事例では権利濫用というものがしばしば見られるので、何かの形で対処すべきであるという意見が強

く、権利濫用の防止についての具体的方策がはっきりしていないという議論をした挙げ句に、こういう大量請求というものに限って歯止めを設けようという経緯でできたわけである。

確かに、解釈として若干の問題が生じるかと思うが、メリハリのある制度とするためには、やはりこういった条項が必要だと私は考えている。期間が延びるという問題については、第11条の2の「その他正当な理由」で読めるわけだから、基本的にこの規定は残しておくべきだと思う。解釈上の不備があれば直すという方向がよいと思う。

塩野)この規定 자체は、技術的に言って完結していない。「足りるものとすること」という表現も随分いい加減なものである。ただ、こういう制度を作ろうという提案だと思う。その制度との関係で言うと、秋山委員の質問との関連だが、行政手続法上、受理の観念があるので、適式な請求があれば、それが到達することにより直ちに審査義務が生じるということになる。審査をして決定するというのを段階的にやるという制度をここで採り入れようかどうかということだと思う。段階的にやった時に、残りの部分は放っておくのか、それともそれについての技術的な規定を置くのかということは、これからは問題だと思う。これは、段階的に処理してよいという制度を設けたらどうかという提案だと思う。第11でやれるかと言うと、第11は、ある種の基本的な考え方を書いているわけで、30日以内にやろうというのは一つの完結したシステムであるから、それに乗り切れないものは、予め外控で整理しようという考え方なのである。

それから、濫用防止なのかどうなのかということは、多少議論になるところだと思うが、結果的にどうなのかは別として、私はこの制度は30日以内に決定できないようなものについては、別の制度を作つて対応していくう、それだけの話であるから、濫用防止になるかどうかというのは、また別の話だと思う。行政手続法との関係で言えばそういうことである。

第11との関係から言えば、ヒアリングでも若干誤解があると感じたが、大量請求を理由として切られてしまえばそれでおしまいだというふうに受け止められていたように思った。言葉としては整理していないが、私の気持ちとしては、差し当たり、第11に規定する期限内の処理については相当部分について決定すればよく、残りは再度出してくださいと、それを口で言うというふうに運用できるのではないかということで、第11に規定する期限内の一応の処理としては、決定を差し当たりすればよく、残りは後でまた話し合えればよいという気持ちである。

塙野)会の部会長の者えだと、もう一度申請し直すということになる。

部会長)そうだ。

塩野) そのところは、やや了解が違うのかもしれない。行政手続法的に言うと、全部一発で申請が終わる。あとは審査義務が残って、全部は無理だから半分やる、あるいは3分の1やるという決定をするという時に、もしもう一度申請をやり直すという結果は同じことだと思うが、それが果してよいのかどうか。それよりも、それは、行政手続法上の審査義務と、部分拒否になる。結果は同じことだと思うが、それが果してよいのかどうか。それよりも、それは、行政手続法上の審査義務の部分が一応走らない部分があるという整理も可能ではないかと私は思っているので、もう一度審査をやり直すではなく、徐々にやっていこうということで、この次はいつ頃やるということを親切に通知するのかどうかという問題は残ると、そんな感じがする。どうするかは別として、これはいか様にも作れると思う。

部会長)無論それでも結構だが、私がなぜ再度申請してもらう方向で話をしたかと言うと、話し合う当事者はもう一度申請してもらうことにするのだろうと思うが、しかし、非常識な請求者が頑張るとそのまま一度でやってもらえるというのでは均衡がとれないと思ったのである。

（複数）話 会いというの、やや行政指導的なもので、頑張った方が得をするというのは行政指導の極意である。

部会長)そこは濫用防止とは言わないが、行政機関としては、あまり非常識な人はもう一度出さなければならないよというくらいの顔をしないとやりにくいかなという気持ちで述べた。整理の仕方としては、塩野部会長代理が言ったようなのが理論的かもしれない。いずれにしても、この規定は、基本的には存置するとしても、何か考え方を少し整理する必要があると思う。堀部委員は、もう一度出し直してもよいという見解か。

堀部)実際、地方公共団体の窓口で困っているという話もあり、そのため職員が情報公開事務を行う意欲を喪失するというところもあるという現実もよく聞くので、話し合いで、一部開示ということを請求者が納得すればそれでよいが、そうでない場合は、やはりこのような規定で一部についてだけ処理し、残りの部分については出し直しという構成を探るのか、拒否とみるのか、その辺はもう少し考えてみたいと思う。話し合いで出し直しが可能ならば、それが一番よいと思う。

佐藤)自治体の場合、大体窓口に来て交渉するわけである。国の場合には、郵送とか、そういうもので来るものだから、その辺の処置は自治体のように弾力的にやれるのかどうかが気になる。例えば大阪府については、それを巡ってトラブルが起きて困ったというようなことはあまり聴いていない。例えば、一年間分の請求を取り敢えずやってもらって、それで不満足であれば更に次の年度分の請求をやってもらうというふうにしているみたいだが、国の場合にどうなのかということがやや気になる。

部会長)国の場合には、どちらに転ぶか分からない。話し合いができるなら、逆にこういう規定が必要だという考え方もある。話し合いを原則としていて、この規定が支えであると、補充的な規定だと言うのであるが、確かに郵送等で来られたら話し合いの余地がない。厚生省の3年分の官官接待費を出せなどと言われたら、請求者も出しつ放し、受け取る方は30日以内にやらざるを得ない。3年間というのは過度に大量かどうかは知らないので例が悪かったかもしれないが。

佐藤)ついでに、第11が出たので言うが、注の解決をどうするかは、やはりここで報告書に書き込めるように結論を出すということで理解してよいか。

部会長)大変よい質問が出たが、できたら今日決めてほしいと思っている。

佐藤)その関連で言うと、第9とあまり連動させない方がよいのではないかという気がする。延長についてどれくらいが適当かは本当によく分からないが、例えば199頁に載っている外国の例などを見ると、カナダでは諾否決定は30日以内、延長も30日以内、それからオーストラリアでは諾否決定は30日以内、第三者情報の場合には30日延長できるとされており、かなり長いよう気がする。はっきりした根拠はないが、長くてもこの程度かなと思う。移送とかがあるのでその辺がかなり難しいが、全部含めて2ヶ月、うち延長期間が1ヶ月というのがリーズナブルではないか。

)福川)実例だと、それくらい延ばすというのが通常だと思うが、ヒアリングにあった動燃事業団のようなものが大量に出てきて、ものすごく金もかかるということもある。これは第15の手数料の問題にも絡んでくるが、行政庁は出したいと思っても、不開示情報はないかどうかの仕分けをしなければならない。すると、そういう作業にもかなり時間がかかる、出したいのだけれど、物理的に間に合わないということが現実に生じてきて、延長は原則30日以内だが、どうしても止むを得ない理由がある時には何か弾力条項がないと、現実には動かないのではないかという気がする。

それから、手数料を一件いくらと大体常識的な額で抑えようというわけだが、例えば科学技術庁が、例の原子力関係の図面を全部出せなどと言われたら、実際は民間企業にいろいろ押しつけたりして処理したのだろうが、相当な人手と予算がかかり得るケースである。一枚いくらというふうに枚数で決めるには疑問を持つが、大量な請求の場合、話し合いでカットできればよいのだが、原子力発電所のような事例ではおそらくそはならないだろうから、ここのことでも、注の「不当に大量な行政文書の開示請求を抑制するとの観点にも留意する。」というのをどういうふうに考えていくかに結びつく。件数だけでよいのか、あるいは件数に加えて枚数が一定の基準を超えた時にはその超えた枚数に応じてやるのか、その辺は細かい工夫をしてやらないと動かないのではないかという気がする。

部会長)この前の科学技術庁の話は、「不当に大量」とは言えないのだろう。「大量」なのであろう。

成田)第9の中に、事柄の性質上、当然大量になるものと一般の常識を逸脱して大量になるものとの二つに分かれるのではないか。そして、このことを前提とするなら、やはりこの規定を工夫する方がよいと思う。

)部会長)第9は、成田委員が言ったように、確かに権利濫用的なことを意識していたことは事実だが、書き方自体はそのところは影を潜めている。本当に事務の適正な遂行に支障が著しいので、「不当に大量」という考え方方は当然だとして消えてしまっている。しかし、口に出して言わないとしても、こういう規定があれば、やはり「不当に大量な請求」に対しての、言い換えば権利濫用的な請求に対しての支えにはなると思っている。そういう意味では、手数料のところには「不当に」と書いてあって、大量な請求のところには何も書いていないのだから、区別はしてある。

秋山)私も、そういう意味では第9をよく理解しているつもりだが、ただ、請求者側から考えると、この規定を利用して、わざとこれは大量請求に当たるということで一部だけしか答えないということが行われる懸念を持つてしまうと思う。だから、そういう濫用的なものに対する対処であって、通常の請求に対してこれを使うわけではないというニュアンスが、何らかの形で出来るようにすることは難しいだろうか。つまりここでの「相当な部分」というところの解釈だが。

塩野)中間報告では、「著しい」という言葉はできるだけやめろということだったが、ここには書いてある。やはり元々あった濫用ということが多少頭に残っているのだろうと思う。「著しく」というのは、意図は別として、常識から考えてこれは少し多すぎるのではないかというので、一種の歯止めはかかっている。コメントアル的な記述はしないという約束は確かにその通りだが、ここで言っている意味はそういうことだろうと思う。だから、そこでの歯止めというのを説明書の中で今のような趣旨で書くかどうかという問題は残ると思う。

それから、こだわるわけではないが、これは情報公開請求権を付与したものであるから、申請を受けて、窓口の事務処理の段階で再度出し直せというのは、やや基本的な考え方の整理というか説明が難しいところがあるので、できれば申請は一度したのだが、たまたま文書が大量だからもう一度申請しろという形は採らない方が、説明はしやすいのではないかと私は思う。

もう一つ、記者会見で30日と言うと、新聞記者は長すぎるとツツツツ言つ。基本が30日で、延長が60日だなどと言えばおそらくとんでもないことにならうが、逆に延長を15日とすると、それならもう少し頑張れば延長しなくてもできるではないかということになるので、やはり30日+30日=60日というのが妥当かなと思う。そしてそれでもできないものは、悪しからず第9で処理することになることにならうかと思う。

それから、福川委員の発言との関係で言えば、全体はもっと開けてもよいと内心思っているのだけれど、何がどこにどう隠れているか分からぬから全体をチェックするのに非常に時間がかかるということがあって、その趣旨についてはこの前議論があつたはずだが、中間報告の考え方方はやはり最後まで行かないと決定は出ないので、補助金の内示のようなものは考えていない。だから、一応見通した上で、段階的にチョンとやるのではないという考え方があるものだから、先ほどの科学技術庁の例でも部分部分を見ていって部分部分について返事をしていくことになると思う。

部会長) 第9のところだが、塩野部会長代理が言うような考え方でもよいと思うが、そうすると、第11との関係はどうなるのか。
塩野) そこはまだ詰めていない。考え方としては、今度はいつ頃ともう少し書き込む。30日よりも長くてもよいはずである。

部会長) 第11の延長期間よりも長くてもよいということか。別の制度にするわけか。

塩野) そう思う。制度は別だというふうにする。

部会長) しかし、その瞬間は、例えば100は多すぎるので60は期間内に処理したという場合、あとの40はもう普通の状態になってしまったわけである。それはもう30日という第11に戻しても全然構わない。そうすると、別の制度だけれども、やはり第11との関連はどうしても考えなければならない。新しい申請ではないから。

塩野) 本当に実行上うまくいかどうかは別として、見た途端にこれは大量であるということでパキパキやると、とにかくやつてみようということでやってみたところ、30日で終わらなかつたのでもう30日ほしいというのとでは、整理の仕方が違うのではないかと思う。これは私だけの感じかもしれないが、こここの趣旨はそういうふうにできていると思う。

部会長) 多いからもう一度出し直せというのは多少乱暴だとは思うが、やはり第11との関係において、むしろ第9はいらないのではないかという議論になるのではないか。先ほどの秋山委員の発言もそういう趣旨だと思う。

成田) 先ほど佐藤委員も言われたように、私は第11は切ってしまった方がよいと思う。

もし言われるような処理をするのであれば、むしろ、そういう事由がある場合には、第11の規定にかかわらず別の期限を定める、というような規定になるのか。

部会長) 再申請はしなくてよいけれども、延長の期限については、あくまで第11とは違うのだと。

成田) もう一つ、別のことだがよろしいか。第10の1の注だが、こういうコメントを付けなくとも施行令なり何なりで当然に決めることになるのではないか。また、2の注の「行政手続法の定めるところによる」というのは、一種のコメントとして出せばよいのではないかと思う。だから、この二つの注の意味はかなり違うのではないかと思う。

部会長) こういうものの扱いをどうするかは、最終報告書の整理の時に考えたいと思っている。ただ、中間報告で書いたことを、一度示したからもうよいではないかということで落としてしまうと方針を変えたと言う人が必ず出てくるのである。私は、落としち放して構わないと思っているものも随分ある。一度目に見えたから誤解されないだろうと思うのだが、なかなかそうは言ってくれない。

成田) それは、審議を尽くした結果がそうなつたのだということであれば別にこだわることはないと思う。

部会長) この辺りの※は、本当は落としち放して構わない。後の方の「行政手続法に定めるところによる」というのは、最終報告の説明のところに当然書き入れられると思う。

「第11」の「一定の期間」は、まあ30日、30日が限度だろうか。

塩野) 細かいところだが「第4」も本日の審議の対象になっているので固めておいた方がよい。従来から御意見の中で言われているように、郵送・FAXによる請求も認めるということくらいは、これを要綱に書くか、説明書に書くか、書かないかは別問題として、了解として確認しておいていただいた方がよろしいかと思う。昨日のヒアリングで出てきたのは、請求窓口を都道府県レベルに設置するという話もあり、こういうものも法律のレベルに書けることなのか施行令に書くことなのかはよくわからないが、この辺は政策的なことにも関わるので、どこに書くかは別として、一応了解をしておいた方がよいのではないかと思う。私が、この辺は政策的なことにも関わるので、どこに書くかは別として、一応了解をしておいた方がよいのではないかと思う。

は、都道府県に一つ、各省合同窓口というものがあり得るかどうかということだと思う。合同庁舎はどこにでも大体あると思うが、いくつかが集まっているところに行けば、なんとか相談をしてくれる合同窓口があるかどうかという話である。

(後藤)今の点で、私もヒアリングを聴いていて、東京圏以外に住んでいる方の権利行使に伴ういくつかの課題があると思う。一つは利便提供というか相談窓口、一つは請求受付窓口、もう一つは審査会の会場や裁判の場所。審査会も出張審査のようになります。具体的には、総務庁の管区行政監察局と行政監察事務所を合わせると都道府県全部にあり、ここは行政相談をやっているので、その行政相談の窓口をバージョン・アップして窓口にすることができるか、それができれば非常によいと思う。

(部会長)今の点は「第23」に関連するが、実はそこには「総合的な案内窓口」としか書いていないが、ここに地方在住者のための案内窓口というかそういうものを整備するということを書けばよいと思っている。総合的なものは無論東京につくってもよいのだが、そうでなくて地方在住者のための案内窓口と。今の後藤委員のお話でもその案内窓口というのがよくわからないのだが、案内窓口と受付窓口とは結局同じところなのだろう。

(後藤)そう。

(部会長)そこへ持つていけば、いろいろ相談にものってくれるし同時に受付もしてくれるというわけである。

(塩野)行政手続法の経由機関のようなものになるのだろうか。

(部会長)だが経由機関の場合だと、そこから日にちは計算しない。そこで、次に聴きたかったのは受付窓口という場合はその日から計算することになるのだろうか。

(後藤)日にちの計算まで考えていいなかつた。

(部会長)ヒアリングの人たちもはっきりとはしていないのだろうが、受付窓口という意味が、そこで受け付けて日にちの計算もするということになると、30日はあつという間に過ぎてしまう。だから郵送の方が、役所にとってもよい。通産大臣に出す書類を行政管理庁の出先機関に出されて、そこから30日計算されたら。

(秋山)地方の人の立場で言うと、文書が特定できるようなものはどんどん郵送で請求した方がよいと思う。なぜ地方に窓口が必要かというと、自治体の例を見ると、やはり文書の特定のための相談のためだと思う。だから、そういう意味では地方にある必要があるということで、主として受付というより文書の特定のための相談ということだと思う。そうであれば、なおさら総務庁がふさわしいと思う。受付というよりは文書特定のために、総務庁の出先機関が仲介というかお手伝いをすると。そこに専門のトレーニングを積んだ人を配置しておいて、請求者が来た場合に相談を受けて、各省庁に連絡して電話やFAXでやり取りをして、文書を特定すると。そこで請求書の書き方くらいは指導してよいと思うが、その場合は受付は郵送でもよいのではないか。経由機関でもよいかもしれないが、そういう感じがしている。

(部会長)それは受付窓口ではなく、相談窓口が重点だろう。ただ、中央各省の場合で、出先に専門家を置くなどというのは簡単にはできない。文書の特定というのも、無論お手伝いはすべきだが、中央各省全部を代表して、県単位に置かれている事務所で、全部お相手できて文書の特定までできるような専門家などというのは、私は現実的には不可能だと思う。それは良いことだが、あまり期待感を与えたたら大変なあれになると思う。

(部会長)だから県庁のセンターあたりだと、すぐ原局・原課に電話をかけて、そういうことができると思うが、中央各省全部を代表してそういうサービスができる人はいないと思う。

(堀部)実際にいくつかの自治体を見ていると、窓口でかなり丁寧に請求文書の内容を聞いて、原局・原課に問い合わせて、しかも原課の人に来てもらって説明をさせて、そういう請求情報ならこういう文書に入っているということを言って、その文書名を書いてもらってる。それで、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは到底できないということで、請求したい情報を書かせるという非常に丁寧な指導をしているところと、それから、それは底

(秋山)地方に置く専門相談員というのは、各省庁の行政の細かいところまで精通している必要はないと思う。ただ、請求者が直接に電話等で中央省庁の行政情報公開の担当者と話をするよりは、各地方のそういうところに行つてそういう人を介してやってもらうということの意義はあるのではないか。そこが情報公開を促進するという立場の省庁の相談員がその場にいて、各地方の情報公開の担当者に働きかけをするという意味合いは非常に大きいのではないかと思う。だから、具体的な特定は各省庁の情報公開の担当者がするということになるのではないか。

部会長)その程度ならとは思う。しかし、どうも昨日あたりの話を聞くと、その程度のことを言うと、ほとんどそこで事が処理されるというような受け取り方をされるので、事柄としては結構だと思うが、あまり期待を持たせると、現実にはできないことを約束することになる。だから、報告書でそういう問題に触れるのは結構だと思う。県庁でさえもなかなか苦労しているのに、中央省庁全部を代表して何かやってくれるというのは無理だと思う。どこかの事務所から電話がかかってきても、中央省庁は相手にしないだろう。だいいち、総務庁の出先の人は中央省庁のどこにかけてよいかわからないだろう。

部会長)そういう方向を報告書で打ち出すことは非常に結構だと思う。それから要綱も「総合的な案内窓口」ではなく、地方在住者のことを考慮しているということを匂わす文章に直したほうがよいかなどは思っている。

成田)「第12 事案の移送」は、条文をプラス・アップするといろいろな問題が出てくるとは思うが、これは「第11」の期間計算の問題、不服審査法にもそういう規定が入っているので、法文になるときにはそういう手当てがされると思うが、「速やかに」とか、移送が終了したときから期間が走るとか、当然そういう規定は必要なのではないかと思う。これを知らない人が見ると、ここで宙ぶらりんになってしまうのではないかという印象を受けないとも限らないのではないかという気がする。

秋山)先ほど少し触れた「第10」の第3項の「その他の理由により」というのが具体的に何を想定しているのかわからないのだが、例えば、適用除外ということも想定しているのか。

塩野)適用除外とか対象外文書とかそういうこと。

秋山)それは処分として争えるという前提になるわけだろう。

)塩野)そう。

尾崎)単純なことだが、「開示請求があった後30日以内」というのは、郵送の場合は到達してから30日以内ということだろうが、FAXというのは、到達したという証拠は残るのだろうか。こちらは送ったのに「来なかつた」と言わされたときどうなるのだろうか。

福川)かかるときもよくあるが、かかれば写しが来る。だから、かかったかからなかったかは必ず発信者にはわかる。

堀部)それは高級なFAXで、安いものにはそういう機能は付いていない。だから、到達したかどうかはわからない。

尾崎)そうすると、「第4 開示請求の手続」で郵送はわかるのだが、FAXをはっきりさせたときに、ややトラブルの可能性を残すという気がするので、そこを何か触れておくかどうか。

鈴木)郵送でも同じことが起こらないだろうか。着いたとは必ずしも言えない。配達証明でもやれば別だが。

尾崎)心配ならそういう手がある。

部会長)しかし日常は許可申請書などを始終送っているわけだが、そういうときは役所の受付を信頼しているのだろう。役所には受付簿があるから、その日に受け付けたという証拠はある。しかし、FAXの場合は受付簿に書くのかどうかは知らない。)

尾崎)郵便物は文書係に集まるから受付がわかるが、FAXは直接どこかの課に行ってしまうから、それがどうなるのだろう。

勝見)裁判所では上訴期間が非常に問題になり、いつ上訴状を受け付けたかということが問題になる。そうすると、権限ある職員が受け付けたことをはっきりすべきである。そういう意味では、この場合、期限が問題になるわけで、そうすると2時間遅れたからといって大問題になるわけでもないと思うが、それははっきりした方がよいと思う。しかし、本来の権限があるところに届かなければどうにもならないのではないか。A局が処理すべきところをB局でうろうろしていて、それで5日も6日も経ってしまった場合は、その行政機関の長の責任になってしまうのだろうか。

部会長)FAXの宛て先も情報公開係にしなさいということだろうと思う。原局・原課に行くのではなく、厚生省の情報公開係に行くようにしなければいけない。そういうことを案内窓口で教えてあげればよいと思う。情報公開係がちゃんと番号を取って、それを各案内窓口に配っておいてもらわなければいけない。

福川)その時はホットラインみたいに、きちんとここへ出せというのは各省で決めればよい。そうすればそこで来たものはわかるし、かかるときは送れないから、送れれば着いたということになる。機能が機種によって違うかもしれないが。

秋山)今回の民事訴訟法の改正でも、これは最高裁規則事項だが、準備書面など訴訟関係の書類はFAXで送れるという規則にする。ただ、勝見委員が言われたように、控訴状とか必ず到達しないと大変なことになるようなものだけはFAXで送れないということになっているが、一般文書はFAXで送って、それ自身が原本だという扱いでやろうとしており、これからの中はFAXが本来だということになると思うので、そういう意味でもFAXでやってもよいのではないか。あとは届いたか届かないかの証明の問題だから、どうしても証明したい人は書留で送ればよいわけである。

成田)そういう問題がいろいろある場合に、到達をどう見なすかとかFAXの場合どうするかというのは、施行令とかで決めればよい事項なのが、法律事項になるのか、その辺はどうだろうか。法律事項ではないとすれば、当然に立法段階ではそういう考慮することになるが、FAXについては到達について特別の扱いをするということになると、法律事項になりそうな気もするが、どうだろうか。

塩野)私の理解では、それは一般行政法の問題だと思う。行政手続法のときは、そういう送達は大変だから一応やめようということになっている。というのは、こういった役所に対する届出とか申請とかいろいろなものは、情報公開法だけでなく山ほどあるわけで、そういうものについてどうするかという問題があるので、敢えて情報公開法でその点を議論して整理する必要はない、一般的な形で処理をすればよいと思う。

ただ、最近の例だとFAXで止まらない。宇賀教授はアメリカに電子メールで請求しているのではないか。

宇賀)例えば、連邦通信委員会だと、連邦通信委員会のホームページにFOIA請求のEメールのアドレスが書いてあり、請求自体はEメールでできるようになっている。

福川)Eメールのアドレスをどこかにきちんと書ききりさせるだろうが、入っていても見なければ見ないで終わってしまうわけだから、必ず毎朝開けて見るとか、そういう行政慣習みたいなものをつくるといけないと思う。これはここの問題ではなく、行政事務一般の問題だと思うが、一般にそういう行政慣習に変えなければいけない。

塩野)その電子メールを開ける権限のある人は、毎朝来て開けることが義務なのだから、慣習というよりは義務づけだと思う。ただ、アメリカにどんどん日本人がEメールを使って要求しているときに、FAXでなければだめだということにはならないと思うので、それを法律上どう書き表すか、少し幅を持たせて、将来Eメールも送ろうというときに法律改正というのは非常にしんどい話なので、それも含めるような形で要綱ないし法律をかく必要があるのではないか。

成田)一般法の問題であることはよくわかるが、現在そういう一般法がない段階で、情報公開法で一般的な請求権を認めてこういう扱いをする以上は、この際特別の規定を置くというのも一つの選択として十分あり得ると思う。

鈴木)これからはEメールが多くなると思う。FAXの場合には発信の日付・時間や発信先のFAX番号は自分の機械の中に記録される。それはそうなのだが、受け取るときにバサッと来るから、時と場合によっては見逃すこともあるという問題があるが、Eメールなら、あらゆる問題があれして、郵便よりはるかに確実度は高い。一つのEメールの画面の中に入ってしまうというのは、一番はっきりしている。だから、Eメールというのは入れておいた方がよいと思う。

もう一つ、先ほど疑問が出ていたことで、30日、30日は私は賛成だが、例えば2年かかるものはどう処理するのか。30日、30日というルールを作つておいて、さらに、それでもできない場合というふうに書いていくのか。「第9」との関係を切つてしまふことになると、原則30日、例外60日、さらに例外はできるまでの期間という書き方をするのか。

部会長)これは、不開示決定があったと見なすという規定をおいていないから、そのままやるのだろう。

塩野)これはいろいろな理解があると思うが、見通してとてもだめだというものは「第9」に持っていくと思う。しかしこんな「第9」に持っていくとなると、そうすると先ほどから秋山委員が心配しておられるように「第9」の濫用の問題がある。だから、そこはかなり大きいものということになる。そうではなくて、30日、30日の場合には、この法律の考え方は、とにかくやってもらうということだろうと思う。なぜなら、期限内にできない場合に不開示決定と看做すというみなし規定を敢えて置いていないわけで、その手形が切れないようなら「第9」できちんとやってくださいということだと私は理解している。だから、30日、30日でやって、もう一度延ばすというのは考えていない。

鈴木)そうすると、もんじゅの件は一生懸命やっても2年間かかるということだが、そういうのは30日、30日でできるわけはないわけで、そうすると、残りの1年何ヵ月という部分は「第9」で断つて、もう一回やっていくことで、二つが結びついてくるというわけか。

塩野)そういう順序が実際にあり得るかどうかということだが、多少慣れてくると、最初から「第9」に行くと思う。

部会長)もんじゅの2年というのは、最初から「第9」に行くのではないか。いま塩野代理が言ったように、「第11」はできるという見通しが立った上での話である。

鈴木)そうすると、今の話でいくと、「第10に規定する決定をすれば足りるものとする」というのではなくて、その書き方が変わつてくるということになるわけか。

部会長)始めから「第9」に乗るとして、それで「第10に規定する決定をすれば足りるものとする」というのは、やや意味不明とか理解の仕方も違うので、その辺のところは、「第11」と違つた、独自の期限の決め方ができるような書き方をしたらどうか

というのが先ほどの提案であったわけである。いずれにしろ、「第9」は残す必要があり、「第11」とは別個に独自の期限を決めるような書き方をしたらどうかということである。私みたいに、切ってしまえという議論ならわかるのだが、そうではなくて、もう一度申請してもらわなくてもよいということだけれども、そこで期限を示すと、しかしそれはあくまで「第11」の普通のケースの処理とは違うケースとして期限を決める。

鈴木)同じことにならないか。

部会長)言われてみると、「第11」でいって、その後「第9」に移るというのは。

福川)私も「第9」と「第11」はよくわからない。例えば住専のように、その部署がその時に非常に忙しくて30日とか60日ではとてもできないというように、他の事務が忙しくてできないというケースが一つ。それから、例えば土木工事とかダムの建設とかは一冊の設計図の書面というのが非常に大きくなるが、それが非常に多くて60日ではできそうにないので「第9」で分割するというときに、設計図の4分の1は1回目、次の4分の1は2回目というふうにするのが果たして合理的だらうかという感じがする。そういうのは確かに稀なケースかもしれないが、非常に大量に出てくるときのことが、行政庁の方で他の仕事が忙しくてこれだけというものと、一連のものであって時間がかかるというものの両方あるのを一緒に書けるかなという気がする。

佐藤)大阪府の安威川ダム事案は相当膨大なものであった。しかし大阪府は15日(延長してもさらに15日)の期間内に処理したようである。稀な場合を想定したら限りない話だと思う。それから、大震災などの非常事態ではまた別の話になるだろう。だから、稀なものを想定して枠組みを作ってしまうと少し具合が悪いのではないかという気がする。その時は行政庁としては大変かもしれないが、しつちゅうそういうものがあるとは限らないと思う。

)鈴木)「第9」というのは、もともとは濫用防止が思想的にはオリジンだったと思うが、請求に係る対象文書の相當な部分について「第11」の期間内における処理を決め、さらに残余の部分については「第11」以外の期間を定めることができるというような文章になってくるとなると、これは期間規定になってしまふわけか。

部会長)言うとおりである。それで、先ほど来の議論を聞いていて、私はすぐに文章のことを考えているのだが、「第9」は場所が悪かったと思う。というのは、はじめは濫用防止というのがあったから開示請求の後に持っていたのだが、いま皆さんが悪かったと思う。技術的な規定だということで、濫用防止というか開示議論を聞いていて、行き先から言うと、むしろ「第11」の後ではないかと。期間の話が全然出ていないの請求を抑えるというような色彩を薄くすれば、「第9」は場所が良くなかったという気がしている。現に、「第9」は開示請求を抑える規定だというふうに誤解もされている。

鈴木)すると、濫用防止の意味合いをそこはかとなく残しておくという気分は消えてしまうという話か。

部会長)かなり薄くなる。文章がそうなっている。

鈴木)だから、単純に多くてできないものは30日、30日ではできないということになる。

部会長)そういうことになる。濫用防止というのはこの場合あまり言わないことになったのではなかったか。そこでこうなったのだから、ここは整理は足りなかつたかなと思う。

勝見)「第9」について、塩野代理が言ったように、これは行政手続法にいう申請だらうと思う。そうすると、何らかの形で結果を避けなければならないという感じはあるのだが、その点はさておき、塩野代理の言うようにすると、ある部分についてはやり先に延ばすということであれば、その決定自体が特殊な決定になってしまうわけだらう。それとも、「第11」の期間を延ばすだけによいのかどうかという問題は残ると思うが、どうだらうか。いずれにしても、「第10」に規定する決定をすれば足りるものとする」という表現は違ってくるし、場所も「第11」の後に来るということだらう。

塩野)多少、私の整理で行くと、第11は大原則である。30日、30日でもう後はない。それで不開示決定をみなすも何もないのだから、60日間で必ず答えるという、非常に大きな原則を立てたことが重要であると思う。みなし規定があった方がいいのだという議論も、小委員会でさんざんやつたのだが、しかし、日本の行政官は、そこはきちんと60日以内でちゃんとやるというふうに、あのときはそういうふうにまとめたはずである。

60日というのは、大変な例外になるので、その例外の期限の定め方というのもいろいろな形で定められるということになるのだろうと思う。その場合に、期限をつけたときの決定が、一体どういう決定かということは、行政法的にはもう少し詰めなければいけないと思うし、残りの部分について審査義務が残ると思う。審査義務を果たす場合に、何日間期限を切ればいいかどうかは、第11の中でもう少し考えなければならない。

鈴木)そうすると、第9が濫用防止の意味は消えてしまつて、期間問題だということになるとすると、今度は第15の手数料の※との関連で、これは消えていくことになるのか、それとも、何かアイデアを出すのか。

部会長)私にばかり聽かれても困る。どうだというより、自分の意見を言ってもらいたい。もし答えるなら、後のほうは消すかなど、思っていることは思っている。それは関係ない、別の議論だという人もいると思う。濫用防止の方向をだんだん薄めてしまっただろうか。

その方向は、皆がどうもそうだと思ったから、先取りして言ったわけだ。その先になると、この次は、手数料のところの大量要請も消すという方向に行くのかなと思っている。ただし、これは「不当に」と書いてあるので、もともと第9とは書き方を変えてるので、独自の規定として存立する意味があるという考え方もある。どっちを取るのか、言ってもらいたい。

鈴木)それでは意見を言う。もうやむを得ないかな、第9以外に方法はないかなという、意見だということを言っておく。例えば、料率が遞増するような。何枚まではいくら、何枚から何枚まではいくらという形になるのだろうが。他の法制が、そういう濫用的なものにはほとんど目を瞑っているときには、不自然な形になってくると思う。多く注文したのだから、安くしてくれという意見まで出てきそうな気がする。

部会長)外国の立法にもあったと思うが。件数が多くなると、単価が高くなるというような。それはないか。むしろ安くなるのか。

堀部)部会長は第11の後と言われたが、そういうふうに考えていくと、第11の期限は第12の事案の移送、第13の第三者保護のための手続も全部30日の中で行うということになるとすると、後の方になって、第9は第13の後の方になるのかなという感じがして、ずっと見てきた。

部会長)それを含めて言ってきた。考え方としては、第11の後から出てくる考え方ではないかと言つただけである。場所の入れ方は、必ずしも第11のすぐ後という意味ではない。なるべく普通の規定を書いて、非常に異常なものは後に書くという意味で言えば、ずっと後かもしれない。

秋山)第13第2項の第三者保護に必要な意見を述べる機会を与えるということだが、細かい話だが、例えば審査会を経て、ただし書等で開示をすべきだということで、行政機関も改めて、ただし書等で開示をするとき、審査会がすでに意見を聴いている場合に、改めて行政機関の長も意見を聴かねばならないのか、ということについては、調整の必要があるのではないか。この場合は、要らないと思う。

それから、行政機関の長が予め第三者の意見を聴いたのだが、開示したと、それが不服申立てがあつて開示するという場合には、改めて聴く必要があるのかどうか、ということも調整規定の必要があると思っている。

部会長)それは直すとすると、どういうふうになるのか。今でなくてもいいが。

秋山)そうすると、法律事項ではないか。ただし書で、「審査会において利害関係人として意見を聴取している場合には、この限りでない」とか。あるいは、「それに先立つ不開示決定の際に聴いている場合は要らない」とか。

塩野)今のことでの弁護士会の方から、第三者保護の規定は要らないのではないか。聴いているために返事が遅くなるので、それは国民の権利を尊重しない所以であると言っているが、私はそれはやはりおかしいのではないかと思う。行政手続法が第三者保護の規定に十分でないと、一方で攻撃されているわけなので、私は、むしろ、反省の意味でこの第三者保護の規定を評価しているので、それはよいか。

佐藤)事案の移送についてだが、市民団体などでは、文書を持っているところで独自に判断した方がいいのではないか、原課ではなくて、原課になるとどうしても公開に厳しくなるから、という意見と、逆に一番正確に判断できるのは、原課の方ではないか、むしろ義務づけるべきだという二つの見解があるようである。

第12の書き方だと、基本的に、プラクティスとしては、まず、作成したところに移送するということになるのか。それはそれでいいという判断なのか。

部会長)作成したところはどこだというのは、教えてあげないといけないと思うが。普通の人の頭から言えば、やはり作成したところだろう。内閣法制局に行けばみんなあるだろうということで、内閣法制局に聞かれたらやはり困る。大蔵省にみんなあるだろうということで、大蔵省に来たんでは困るんで、普通の人はそういう考え方をしないで、やはり通産省なりに行くんだろうと思う。

考え方としては、作成者のところに行くというのが、普通の人の頭にも合うし、役所のしきたりにも合うのだろうと思う。開示、不開示の判断をするのは、やはり元の人というのが。

佐藤)地方公共団体の場合は、また後で議論になるのかもしれないが、持っているところで判断することになるわけか。

部会長)役所が違うから仕方がない。それは、今だって、そういう建前だろう。

佐藤)私は、地方公共団体についてはそれでいいと思っている。

部会長)第12の移送の規定を使って、地方に戻せと言っている人もいるが。

佐藤)そのプラクティスとして、固すぎることにならないか少し気になるところである。そう強くこだわっているわけではないが、あまり杓子定規にやられると、良くないのでないか。

部会長)時間がかかることはかかるのだろうが、役所の方は非常に自然ではないか。請求者の方としても、間違って出してくるのではないかと思う。A官庁で作成したものが、B官庁にあるからといってB官庁にやってくるのは、移送されても仕方ない。

佐藤)間違って見られる場合もあるだろうし、その省も持っているのが当然で、そっちにやったという場合もあると思う。

部会長)共管のような場合で、両方あるだろうというような例を言われればそうだが。他の方はどうか。戻してどうして具合が悪いかという、何か具合が悪いというのか。

佐藤)市民団体のあの言い方では、作成者はある意味では責任を持っているところなので、正確な判断ができるということかもしれないが、あまりそれにこだわると、少し公開法全体の趣旨と。

尾崎)よその役所が作ったものだったらどんどん出すぐ、自分のところは出さないという、そういうビヘイビアにはならないと思う。第12に書いてあるように電話一本入れて、おたくのをうちで出していいか、それともおたくに廻していくか、どうぞ出してくれというケースの方がきっと多いと思う。

佐藤)持っているのは、やはり、職務に関連して持っているのだろうから。本当に無関係のものが行っているとは思えないで。職務に関連して持っているのだろうから、という観点から見た評価ということは、あり得ることだと思う。勝手に持っているのではなく、持っている分にはそれなりの必然性があると思う。こうした関係が、公開の方向に働くことを願ってのことである。

尾崎)だから、第12で、「協議の上」と書いてあるのではないか。

佐藤)「協議の上」というのが機械的にそういうことになってしまふのがいいことかどうか、問題にしているわけである。落ち着くところに落ち着いていくかもしれない。だから、そういうものだというように理解するならそれはそれで結構である。

部会長)事案の移送はそういう趣旨だろう。何もこれを必ずやれというわけでは無論ない。協議の上なのだから。

秋山)第15の手数料だが、報告書で「政令で定めるところによる」というのが本文であるが、少し中身を書いた方がいいのではないかと思う。

その一番大きな第1点は、自治体の閲覧手数料の不合理性の問題があるから、同じようなことが起こらないような何らかの書き方はできないか。政令で定める案まで細かく書くかどうかはわからないが、考え方としては、請求書1枚毎に大雑把にいくらとか、あるいは1回の請求件数何件までは、一律いくらとか、そういう小額定額制というか。あるいは、写しの手数料のように、紙1枚毎に10円とか、1円とか、細かいところまではわからないが、ある程度大雑把に、閲覧の場合には金額が安いという決め方をするということを、何らかの形で書いておいた方がいいのではないかと思っている。

もう一つ、公益減免の規定だが、第15の(2)で大体例外的な場合に対応するという考え方でいいのか、あるいはやはり公益目的の概念は、どこでどういうふうに線を引くか難しいが、考え方として公益的な場合は、減免していいということ考え方を取るのか取らないのか。もし取るとしたら、もう少し工夫した方がいいのではないかと思う。

公益目的の場合は減免するという書き方が難しいとしたら、例えば、いろいろな書き方があるかもしれないが、営利目的の場合は通常料金、営利を目的としない場合は、安くするとか一定限度までは無料とするとか、あるいはもう一つの考え方としては、例えば学術研究を目的とする場合は、これも一定限度までは閲覧も写しも無料にするとか、そういう考え方があると思うが、いずれにしても積極的にそういう公益減免的な考え方を、入れるべきかどうかというところを、この部会が取らなければならないのかということが先ではないかと思う。

尾崎)手数料の話だけではなく、行政文書をいかなる目的に利用するのかという考え方を、もし入れるのなら、他のことで根本的に考え直さねばならないことがたくさんあると思う。それをどうするかということだと思うが、もう目的のことは問わないということでいこうということで、我々は理解して、今までディスカッションをやってきたので、この手数料の問題についても、それは言わないということにしたほうが、他とのバランスからいいような気がする。

鈴木)情報公開法というものは、国民の主権に基づくものでという理念自体については私は賛成しているのだが、そのことと実際にそれをやるときの費用を誰が負担するかという問題は別であると思う。私は、閲覧手数料云々の話は無料にしろとか、なるべく安くしろとか、そういう考え方方がどうして起こってくるのかわからない。

閲覧するときには、税金を払っている公務員が相当の時間を取りられる、そういう事に対して、要求する人がその費用を負担するということは当然であって、手数料を無料とかいうのはどうも納得できない。

そうしないと、情報公開に対して敵であるかのごとく思うというのはおかしな話で、情報公開は目的のいかんを問わず開示し、費用はかかるだけはきちんと払いなさいというのが、当たり前の対等な立場に立った情報請求者の節度であるべきだし、と思うから、ここは堂々と言つていい問題だと思うのだが。

福川)趣旨は二人に賛成だが、実務で考えてみたときに、請求してきた人たちがどういう目的でやってきたのか、窓口でいろいろ混乱するとそれだけで時間がかかるので、私はなるべく単純がいい。単純で見せるものはどんどん見せるが、手続が早く迅速である方がいい。

裁量が入る形にしていくと、それだけで時間がかかる情報公開に沿わない形になってしまふので、私はなるべく単純明快な方が、情報公開になるのではないかと思う。

塩野)一つは、手数料との関係では、ぎりぎり議論していくと、結論的には結局この書き方になるという感じもする。開示手数料は無料にして、郵送費はいいというのは、理論的には成り立たない話で、要するにお金を取るか取らないかの話なので、そのときに開示手数料だってお金がかかるので、要するに利用しやすい料金だと思う。

これは、鈴木委員の考え方とやや違うが、やはり情報を国民に利用しやすいようにということで、この情報公開法の目的があると思うから、そこでバリアーを高くしたら、結局角を矯めて牛を殺す形になるのはいけないということで、「実費を勘案し」というのは、その趣旨が入っているのだと思う。

ただ、問題は公益目的をやるかどうかだが、基本的には尾崎委員の考え方で筋が通っていると思うが、学術目的なんかはどうなのかなという感じはしている。学術は文化の基礎であるから。アメリカは安くしているのは、学術を大事にしていることかからだ。だから、私は財政当局の判断に任せてよいと思う。全面的に、経済的理由以外は減免はいけないという考え方を、我々が取る必要はないわけで、学術とか何とかの振興目的で、財政当局がこれは減免しようということなら、私はそれを認めて一向にかまわないとと思う。

第14のところだが、申込もEメールで来るならば、送るほうのEメールということはあり得ると思う。つまり、文書だが、その文書をサーチして電子情報にすぐ変わる。それをEメールで送るということになると、従来の文書公開法の理屈と違うかもしれないが、原本のコピーではなくて、原本に電子的な加工をして送るというのが、情報公開法の中に入り込むかどうかという問題だが、これも宇賀、藤原教授が向こうに行かれたら、その辺も聴いてもらいたい。

日本には非常に生真面目で、原本をそのまま写したものでなければ、情報公開にはならんということになると、外国とのやり取りが非常に難しくなるのではないかという気がする。現に何か資料をお持ちなら、教えてほしい。

宇賀)連邦通信委員会の方は、請求 자체はEメールでできるようになっている。開示の方は、すぐにEメールに乗っつけられるものについては、Eメールで返す。それができないものについては、文書で郵送するという対応をしている。

部会長)後半部分は、第3章と司法救済ということになっているが、問題を絞るという意味で、重点的に論議いただきたい、また夏休みの作文のためにある程度方向を出してもらいたいという意味もある。

三点述べたい。第1点は、不服審査会の設置の仕方。中央に諮問機関として一つ置くということで、要綱はできているが、これについていろいろなアイデアが出ているが、基本的に中央に一つ置くという方針をそのまま維持するかどうかということを確認してもらいたい。

もう一つは、不服審査会に関する、「第20 不服審査会の権限」で、小早川委員からも意見が出ているが、インカメラとヴァーン・インデックスの関係も十分整理がまだなのかもしれないが、インカメラの場合でも、外務省辺りから出していたが、ある一定の限定された事項については、当該文書の提出を拒むことができるようなことを認めてほしいという意見が出ていたが、それをどうするかという問題があると思う。

第3の問題は、訴訟管轄の問題。請求者の居住地の地裁に訴えられるようにしてほしいという点がある。これもいろいろ問題があるが、何らかの対応を部会としてするかどうか、するとすればどういう対応をすればよいか、以上三点を中心できたら議論してもらいたい。

勝見)第1点は、不服審査会を一つだけ設けることはやむを得ないと思う。私は、第3点として土地管轄のことをのべようと思ったが、仮に各裁判所に司法救済を求めるができるとしたら、行政救済が一つというのはいささか均衡を失するのではないかと思うが、第1点は、中央に一つしかやむを得ないと思う。これを救う方法としては、巡回審判という制度を活用すればいいことだろうと思う。

第2のインカメラ制度だが、防衛、外務、警察から話があったように、「拒むことができない」とするのは、いささか強いので、

これに抜け道を一つ考えなくてはならないのかと思った。行訴法では、行政と司法の関係、議院証言法では、立法と行政の関係で歯止めをかけている。それぞれ批判はあるが、これは行政内部のことであるので、不服審査会を尊重するのは間違いないが、やはり何か歯止めをかける必要があるのではないか。

ここで、具体的な立法例として「行政機関の長」云々とあるが、行政機関の長自体が公開か非公開かを決めるので、内閣といふことはいさか大げさで、内閣総理大臣というところで、歯止めをかけていく必要があるのでないかと思う。小早川委員は、「必
要があるときは」と逃げているが、これは前提としては、内閣からそういう話があった場合には、というのが画されているので
はないかというふうに読んだ。

3番目の土地管轄の問題だが、なるほど土地管轄は考えてみると、民事訴訟法の1条にあるように、常に訴訟というのは被告に起こすということになっているので、どうもローマ法以来のしきたりに過ぎないのではないか。その辺を教えてもらいたいが、行訴法は、それを受け、被告行政庁をということを原則として、あと少し特別の管轄を認めているようであるが、この際、これは我が部会で、土地管轄を各地の地方裁判所に打ち出すことはどうかと、やや積極的に考えてきた。

さっき言ったが、行政救済が不服審査会一つなのに、司法救済ばかりがたくさんあること自体、問題があるのかなということを述べておきたいと思う。

今泉)私は、第20の(1)、(2)について述べたい。この点については、防衛、外務、警察の治安三省庁が非常に強くヒアリングで主張したのだが、主張している割に、具体的な例があまり胸を打つ例ではなかったので、勝手ながら責任ある人に会って、どんなことを考えているのかを、いろいろ聴いた。その上で、私がインカメラといえども、例外にしたほうがいいのではないかと思つたことをいくつか述べる。

一つは「国の安全」で、わが国の安全で最も今重要なことを言うと、それは原子爆弾による攻撃を受けることである。特に原子爆弾は爆撃機によって攻撃を受ける可能性もないではないが、北朝鮮と中国はそんなことはしなくとも、原子爆弾で日本をやっつける射程距離にある。だから、原子爆弾に対する情報は、国内、国際の情報とも余計に取っている。ある国は、偵察衛星で見ており、そういうところからも情報を取っている。そういうものはインカメラでも出せないという。それは私もなるほどと思いつてみれば防衛作戦計画である。言葉の使いようはあるが、仮想敵国という言葉はあまり使っていけないが、日本が襲われるとなったら、どんな可能性が一番高いか、どういうふうに防御、戦闘するかということが、防衛計画には述べられているが、これはインカメラといえども出せない。

さらに指定暴力団の最高幹部の動向というものは、悪いことをしようとすまいと、警察としては注意する。これもかなりのところに入らないと情報が得られないが、その情報は、インカメラといえども出すと、情報源の生命、身体が危ないというようなことがある。

) さらに昨年、国際テロで手配していた浴田由紀子という女性が、ルーマニアで逮捕になった。それから、つい最近、吉村某という女性がペルーで検挙となった。これらの事案は、ペルーの警察官やルーマニアの警察官が職務質問でたまたま逮捕したのではなくて、かなり関係国との情報交換の末に検挙できた。これらの情報についても、出せと言われても出せない。

私が、三省庁からいろいろ聴いた中で、できるだけ私もインカメラで出すべきものは出した方がいいという前提に立っても、会議はもうなまのについては、インカメラでも例外にした方がいいのではないかと思う。

先般サードパーティ・ルールというものを警察庁が話したが、情報の世界では、情報は君と俺であって第3者というのは関係がないのだ、だから、この情報は第3者には知らせないというのがサードパーティ・ルールの第1段である。サードパーティ・ルールの第2は、ある情報を外に知らせることがあるが、情報源が誰であるかということを言わないということである。第2の場合には、新聞記者が一番尊重している点である。これらの点は、今言ったような種類のことであれば、それはインカメラでもお断りすると行政機関の長が言っても、第1条の趣旨に反するということにはならないのではないかと思う。

また、実質的にも例えば国立大学などが問題になるときに、内閣総理大臣といつても橋本総理ではなくて、結局は内閣官房に行っていろいろ説明をすることで事務的には進めるわけなので、果たしてそういうのがいいのかどうかというのは、少し疑問である。

第2番の方法としては、私が今上げた4つ、5つの例が仮にふさわしいとした場合に、そういうものを事項的にしたらどうかと思って考えてみたが、これは事項別というのは、例えば「他国との」云々とか「生命身体が危ない」というようなことを書けば書けないわけではないだろうが、私は、今3省庁に当たっただけであり、インカメラを勘弁してくれというは、総理府以下たくさんある。そこらに当たった場合にちょっと事項としてはどうなのかなと思って考えてみた。これも考えてみたが、若干難題がある。

そこで、私はむしろ行政機関にそういう意向を出させて、それを不服審査会はできるだけ尊重して決める。そして、そういうものは2項に回すということはどうだろうか。現在行政機関というのは現実に21省庁ある。かたや、不服審査会はまだ我々の紙の上の議論なので、いかにも行政機関が強くて不服審査会は弱いように思うが、これは不服審査会をどう作るかにもよるが、これが出来たら審査権を持っているのでかなり強力な機関になると思う。したがって、各省庁、行政機関といえどもそんなに何でもインカメラは駄目だとは言わないだろうと思う。やはり審査の結果、行政機関の不開示情報ということについて、もつていたら、行政不服審査法の33条に「第3者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。」という規定がある。この点くらいは、21条の3項にあっても悪くはないかなという感じがする。

21条の3項であるが、これはいろいろな省庁から不服審査会にはできるだけ書類を出すけれども、出したものは相手方に見られるのはかなわないという意見がある。私はこれについては、原則としては不服審査会を説得できるだけの資料及び相手方に見せられないような資料なら資料ではなくて、口頭で述べて、相手方に見られても構わないような資料だけを出すくらいの方に見せられないような意味では、行政機関の意見は取らないが、しかし勉強をして知恵が日本の官僚にあってもいいのではないかと思う。そういう意味では、行政機関の意見は取らないが、しかし勉強をしていたら、行政不服審査法の33条に「第3者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。」という規定がある。この点くらいは、21条の3項にあっても悪くはないかなという感じがする。

成田)今のインカメラの問題は非常に大きな問題になると思うが、今言った防衛・外交・警察というようなことであれば、これは何かの形で文言に表すことができるかもしれないが、これは全部を対象にしていこうというわけである。そういう意味で非常に書きにくいと思う。そこでやり方は2つあって、1つは今言ったような問題になるようなケースを一般的な文言で書いて、ただし書きの方で処理するということにするのか、あるいは諮問庁はというところに何か限定をつけるという形にするのかという問題が1つと、それからもう1つは手続的に止める、これはかなりぎらつくと思うが、議院証言法の内閣総理大臣の異議のような形で1つと、それからもう1つは手続的に止める、これはかなりぎらつくと思うが、議院証言法の内閣総理大臣の異議のような形で止めるというような形で止めるというようなやり方が1つあると思う。どれがいいのか私も迷ってはいるのだが、あまりただし書き止めるとかなりぎらつくので、やはり手続的には議院証言法に倣ったような形での対応を考えていく間に不確定な文言を挿入するとかなりぎらつくので、やはり手続的には議院証言法に倣ったような形での対応を考えていくというのが1つの方法なのかなという感じがする。

秋山)今泉委員に質問であるが、結論的には行政機関の長の意向を聞いて尊重すると言ったが、具体的にはどうなるのか。秋山)今泉委員に質問であるが、結論的には行政機関の長の意向を聞いて尊重すると言ったが、それとも意向があれば求めないということか。

今泉)それに近い。

秋山)私は、もしやるとしても小早川委員の程度でいいのではないかと思う。今泉委員から説明があったような事柄についてもうその事柄を説明するだけで不開示事由であるということは基本的には分かるので、たぶん裁量で不服審査会は求めないのではないかと思う。だから、「不服審査会は、必要があるときは」というような書き方で裁量に委ねておけば、それで基本的に足りるのではないかと思う。それでもなお非常に不都合が生ずるかどうかというふうに思う。

部会長)小早川委員がここにいないので、これをどういうふうに理解するか少し問題であると思うのだが、「必要があるときは」というのは、もともと第20の1項に落ちているのがおかしいのであって、必要があるときにはやるので、私も落ちているのがおかしいと思っているのだが、それは今議論をしている問題にはあまり解決にはならない。「必要がある」と認めて請求したときには、もともと第20の1項に落ちているのがおかしいのであって、必要があるときにはやるので、私も落ちているのがおかしいと思っているのだが、それは今議論をしている問題にはあまり解決にはならない。「必要がある」と認めて請求したときには、もうその事柄を説明するだけで不開示事由であるということは基本的には分かるので、たぶん裁量で不服審査会は求めないのではないかと思う。だから、「不服審査会は、必要があるときは」というような書き方で裁量に委ねておけば、それで基本的に足りるのではないかと思う。それでもなお非常に不都合が生ずるかどうかというふうに思う。

佐藤)大阪府の場合、審査会に上がってくるのは大体難しいものというか、相当議論のあるものである。だから現物を見ない。と、特に部分公開の問題もあるので実際に現物を見ないと、判断できかねるものがほとんどである。皆出してもらい見ている。

堀部)神奈川県の場合は、これも必ず全部文書をコピーして、どの部分を非公開にしたかという印を付けたものを見る。それはもちろん事務局が保管しており、審査会のときに会場に持ってきて、我々がそれを見てかなり細かく条例の趣旨に照らしてはいる。この部分を非公開にしたのは妥当であったかどうかということを審査している。拒む、拒まないという議論は今まで何もない。審査会規定がどうなっているか手元にないので分からぬが、それが神奈川県で最初からそういうやり方をしているというところである。

部会長)防衛・外交という問題、今たまたま地方には警察はないのだが、今、ただし書が問題になっているというか、最終的に拒めるか拒めないかというような議論の対象になつてないもっと程度の低いものだから、そういう運用ができるという見方もできるのだろう。

佐藤)本当にきわどい公文書はないので、それは言えると思う。

部会長)防衛・外交とか警察の問題は、普段原則的には見ているという問題とはまた違った極限のケースである。そこで1項、2項なり3項の並べ方の問題とは少し違うような議論であると思う。私も1項、2項を原則的にどちらが普通のやり方であるかどうかというのがまだ分からない。2項というのは、1項がまずあって、2項が補充的にやるのか。それとも2項がむしろ主で1項が補充的なのか。あるいは1項、2項が平等なのか。

佐藤)先ほどから言っているように、部分公開の可能性も視野に入れて公開の方向で考えるものなので、現物を見ながら実施機関に1つ1つこれはどういう理由なのかと聞いていく。理由の説明が納得できなければ、さらにもう1回実施機関のヒアリングをやり、場合によっては何回もやる。その過程で実施機関も考え方を変えたり、結局この辺だったらしいのではないかとなったりする。

堀部)神奈川県の条例上は、11条の2項が根拠になっている。「審査会は、実施機関から議に付された事案の審議を行うため必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることがある」というのができる。」でやっていると理解している。実際には実施機関の側がすべて出してきていたり、条例上はこういう形である。

部会長)それを言ったのは、警察の意見で自分達は2項は協力する、そして2項で説明して極限の、仮に秘密という言葉を使えば、秘密についてはもう2項だけで勘弁して欲しいという意見があつたものだからである。1項、2項との関係をどう理解するのか。

佐藤)人によって様々かもしれないし、ケースによっていろいろあると思うが、実際に文書を見て全部読むわけである。読んだ中で1つ1つ考えていくものなので、口頭で説明を受けるときの印象と、現物を見てこちらが判断する時と相当程度が違うというのが率直な印象である。

部会長)すると、小早川委員の意見が多少引っかかったので述べたのだが、1項、2項の並べ方はこの今まで、別に意図的に変える必要もないということで、「必要と認めるときは」というのが片一方にはおかなければ入れるということでこれは整理して、今度は極限の、今、今泉委員から説明があつたようなものについて不服審査会の良識に任せて、そういうものはもう要求しないというのが1つの方法である。それからもう1つは、法律にそういうものを書いて、「～の事項についてはこの限りではない」といつてバサッと落としてしまうのも1つの方法である。もう1つは、内閣総理大臣が何かをやるというのも1つの方法であると思う。

先ほど言われた「尊重しなければならない」というのは、またもう1つ微妙な書き方で、第4の書き方かもしれない。要するに、いろいろなやり方はあると思う。問題をそういうふうに絞った方がいいと思う。並べ方は何とか1項、2項の評価の仕方はちょっと置いておいて。

成田)一番いいのは、少し書きにくいが、結局総理大臣の意思の表明でいいと思う。国会の場合は内閣声明になっている。あれは立法府対行政府という関係があるので、内閣声明ということにしているわけである。この場合に独立性はあるといつても、最終的に決定権を持つ機関ではないし、広い意味で行政権の傘の中にある1つの機関である。そこは行政機関を総括する総理大臣ということでいいのではないかという気がする。

部会長)それは内閣総理大臣がこれは出さなくてもいいと言ったものなのか。

成田)そういう疑いがあるときは、内閣総理大臣の判断を仰ぐ。

部会長)すると、行政機関の長から内閣総理大臣に申請をして、これについては不服審査会から要求があつたときでも断りたいと思うと言って、内閣総理大臣が認定するともう出さなくてもいいということか。

成田)そうだ。

部会長)法律的には、私も内閣総理大臣でいいと思う。

今泉)法律的にはそうかもしれないが、ただそれほどの人が不服審査会に出てこなければいけないのかという気がする。それは行政機関の長と不服審査会でもいいのではないかという気がする。

成田)私は、それを守る必要性はよく分かっている。ただ、そこで土壇場の例外中の例外になる。そこは慎重に判断した方が

いいと思う。この規定自体に対して一部でかなり不信感を持たれる結果にもなるので、さっき述べたメリハリのある制度にした方がいいのではないかという感じがする。

佐藤) その点は私も大変悩ましい問題だと思う。不服審査会として呑み込んで判断した方がいいのか、やはり不服審査会はインカメラをやりながら判断するのが原則であり、この場合は例外だということになると、その例外的な扱いは明確にしておいた方が審査会にとってもいいことなのか。先ほど、成田委員は、メリハリと言われたが、はっきりさせておいた方がお互いにいいかなという感じもして、どちらかというと成田委員の考案に近い気持ちがある。ただ、少し悩ましくて、最終的にこれでなくてはいけないというところまでは来ていない。

福川) 私も内閣総理大臣か、ともかく一格上がったところで判断したという方が納得的だと思う。確かに行政の中の処分の問題なので、本当はもっと行政庁の中で、きちっとした結論が出るという仕組みがうまくできれば、1つの方法かと思う。例えば、「どうしてもこれは出せない相当の理由があると思うときは、行政機関の長は不服審査会に協議を申し込むことができる」というような形にして、協議に委ねるというやり方もないことはないかもしれない。他の国には、ときどき他の案件でそういうものがあるようだ。そして、協議があった場合に、不服審査会の良識に委ねるということだろうが、ただ、少し不信を招く可能性はあるかと思う。だから、私もどちらかといえば一格上がった内閣総理大臣という方がいいのではないかと思う。transparentであるという気がする。

部会長)結局当事者というのは、片一方は行政機関で、片一方は不服審査会である。この2つの極端な言い方をすれば、法的的には決め手がないので、どちらかの意見を優先させなければならないわけである。両方決まらないから内閣総理大臣と)
いうことになる。しかし、この2人でいくら協議をしても、日本の国では協議と書いてもそれでは協議が整わなかつた場合にはどうなのかと、すぐ反応があるわけである。だから、どちらかに、黑白を決めなければいけない。あなたも言ったが、それは結局どっちなのだとと言われてしまう。

福川)結論は総理である。考え方の筋道を述べただけである。

今泉)それは分かる。ただ、先ほど私が挙げた機微な例で、仮に原爆の例では、外務大臣か防衛庁長官か国家公安委員長が、不服審査会にいって実はこれはある国の偵察衛星で、例えば、某国はこの前核実験で核爆発は1回だと言っているけれど、実は2回以上であるというようなことが書いてあるというようなことは言うわけである。現物を見せないで、現物の内容をなど、実は2回以上であるというようなことは書いてあるというようなことは言うわけである。簡単に見せられないと言うのではないから、私は総理大臣でなくてもいいのでは見せられないかということは言うわけである。単に見せられないと言うのではないから、私は総理大臣でないかと思う。それは、うんと下級の職員であれば問題だが、いやしくも大臣が責任を持って言えば、という感じがする。大臣が総理まで上げることはないという感じがする。内容は言うわけである。

成田)今言われたような極限のケースというのは、当然総理も知らなければならないような重大問題なわけで、外務省止まりになって総理に上がっていないということであれば、逆に大きな問題になるのではないか。だから、私は総理に上げるのは、そういう問題に限定して考えた方がいいと思う。

今泉)それは、当然総理に上げることはするだろう。行政機関はそれほどの情報であれば報告するだろう。ただ、今論点の行政不服審査会に対して総理大臣が出掛けていかなければいけないのかどうか。各行政機関の長でいいのではないか。

部会長)それでも当該行政機関の長が説明したとする。あなたの案はそれで不服審査会は説明を受けた途端に請求できなくなるわけである。それを法律に書かなければならないわけである。要するに、「行政機関の長が拒否すべき理由を述べたときにはこの限りではない」ということで、もう不服審査会は請求権がないわけである。それには不信感があるということを言っても、説明をしたら途端に請求権がなくなるという法律構成にせざるを得ないわけである。そうすると、当事者の説明というか意思に対して不服審査会はYESというか即座に従わなければならない。そこが仕組みとして第三者が入らないからということで、それは少し次元が違うと思う。結局説明したからといって、当事者の言ったことに従わなければならないという法律構成になってしまふ。

塩野)先ほどの説明の中で、非常に重要な秘密案件だというようなことだと、要するに内閣総理大臣が任命している人を信用しないのかという話になるわけである。自分が任命したものについて秘密の保守に疑いがある云々という説明は、私はどうもできないと思う。むしろ今泉委員が言ったサードパーティ・ルールか何かそういうものとして説明があり、それについてはどうも聴いていると、やはりやむを得ないのでないのではないかというのが皆さんとの感触ではないかというふうに私は理解をしている。大体各省庁の説明もそういった話だと私は理解している。そのときに重大な国益とかギリギリの話というわけでもない。開けると途端に日本の国益がガタガタになるかという話ではなくて、サードパーティとか情報関係のルールを守れという話だと思う。そぞろと、私はむしろ情報に関するルールを守るのは総理大臣ということではなくて、まさに情報について、両院の同意を受けると、私はやはり情報に関するルールを守るのは総理大臣ということではないかという気がする。これはたかは別として、内閣総理大臣から委託を受けた審査会がやはり最終的には決めるものではないかという気がする。やはり駄目だということで説明はあるし、また、場合によっては総理大臣が説明をしてもいいと思う。最終的にインカメラでやるかやらぬかについては、私は不服審査会に留保すべきではないかと思う。あるいは、審査会全般で具合が悪ければ私は審査会の会長でもいいと思う。信託をした相手を疑うものであれば、不信感を招くと思う。小早川委員のこの文書もそこら辺のとこころが必ずしも明確ではないが、おそらくそういうことを前提にしていると思う。それで不服審査会がそう言ってもどうしても開けられないものがあるということであれば、それはそのときの話である。この情報公開部会がこれから審査会を作つて一生懸けられないものがあるということであれば、命をお願いしますと言つているときに、行政事件訴訟法のように、内閣総理大臣の異議の制度を考えるのは、私は早すぎるか命をお願いしますと言つているときに、内閣総理大臣が任命している人を信用

今泉)ここで当事者になるのは、マスメディアあるいは反権力であると思う。今私が言っているような例では、主婦連がこの問題で来ることはまずないだろう。この前新聞協会がここでヒアリングをしたときに、半ば皮肉半ば本気であろうが、今までアメリカからしか軍事情報が得られなかつたが、この法律が出来たら日本からも取れていいと言っていた。

それからもう1つ。それでも不服審査会で出せということになると、行政機関はまいってしまうと思う。今度のリヨン・サミットでも国際テロについてだけであるが、ある決めをして非常に機微な情報についてお互い交換するのだということであった。そうすると、行政機関は出せといつても出さないのではないかと思う。そこらで変なことになってしまってもいかんと思う。

それからもう1つ。これはこういう場所で言うのは不謹慎だと思うが、かつて私は情報の担当をやっていた。これをあまり厳しくやると行政機関は行政文書から外すという方向に行ってしまう。実は私が情報をやっていた昭和30年くらいには、そのような情報を行政文書に入れてファイルするということは考えもしなかった。しかし、今日はファイルに入れている。その方が効率的である。そのようなことまで取り越し苦労かもしれないが、できるだけ、これを薄めずにいく方がいいかなと思う。

塩野)気持ちは分かるが、私が言っていることは、逆に言うと、私は、実行上不服審査会がかなり遠慮するだらうと踏んでいます。おっかないものを見るわけがないと思う。ただそれをやると、今度は国民から見ると不服審査会が遠慮しすぎるということになる。それでは誰がババを引くかという問題で、総理大臣に押しつけるか、あるいは不服審査会に多少泥を被つてもらうかという判断だと思う。私は今の段階で不服審査会の良識ということをずっと言ってきたし、新聞記者にそういうことを説明してきた責任はあるが、とにかく審査会が一番の核心であり、審査会はインカメラで見るので支持をしてくれと言っている。そうしたときに、これに要件が絞ればいいのだが、議院証言法のような形で内閣総理大臣ということであれば、もう審査会の設置が相当削減されてしまう。しかし、今のような話のものを、なかなか要件を絞って内閣総理大臣に要求ということができないとすると、情報はたっぷりよこしてもらって、ギリギリのところは不服審査会が判断をし、そこは不服審査会というのをこういふ場合には、むしろ決めていいのだということを私は理由書に書き込むか、場合によっては、ただし、こういふ場合には不服審査会はインカメラの要求をすることができないということを書き込んでもいいと思う。やはり最終的なところは不服審査会の方に留保した方がいいのではないか、そんなに無茶をしないのではないかという、多少楽観的なことを言っているわけである。

鈴木)基本的な考え方は、条文などに書くというのは、とても無理な話だし非常に広くなってしまうから、やはり私は部会長代(鈴木)さっき今泉委員が言ったことを、私はわざとひどい例を言ったのだが、説明をしたときはもう提出要求はできなくなると部会長)さっき今泉委員が言ったことを、私はわざとひどい例を言ったのだが、説明をしたときはもう提出要求はできなくなると確かに言つたように考え、審査会はもともとそういうものだから、信頼しているという前提に立つというのが常識であると思う。確かに法律の書き方があつたわけである。しかし、そこまでどぎつくものを言わないやり方としては、最初、今泉委員が少し言つたように、そういう説明があったときには、それをできるだけ尊重しろということを、書き方が難しいのだが法文に書くというやり方はあると思う。それでも、あくまで決定権は不服審査会が持っているということを言わざるを得ないと思う。だから、良識と同様であると思う。それを法律に書けなければ、説明書にそういう趣旨のことを書くということを言われたのである。

塩野)私は、法律に、内閣総理大臣はこういうことを要請することができるというふうに書いてもいいと思う。

佐藤)私も先ほど部会長代理が言われたように、不服審査会はそう無茶なことはしないと思う。ただ、さっきから問題にしているように、制度の透明性というかギリギリまでいったときにどういう処置の仕方になるのかということは、はっきりさせておいた方がいいのかなと思う。実際に、不服審査会は無茶なことはしないだろうと思うが、制度的なギリギリの仕組みははっきりさせておいた方がよいのではないか。成田委員の趣旨もそういうところではないかと私なりに理解している。

部会長)その場合でも部会長代理は内閣総理大臣を法律に書いてもいいと言った。今泉委員は、行政機関の長が述べたときは、というので総理大臣はおかしいと言っている。

塩野)私がいっている内閣総理大臣は、要請者としてのもので、決定者ではない。後者について、内閣総理大臣ということだと行政事件訴訟特例法の最初の頃のように、内閣総理大臣の異議が乱発される、あるいは乱発するという疑心暗鬼の問題が起きてしまう。要件も書けない。私は、それはメリハリを付けたことにならないのではないかと思う。私はもう少しプラクティカルに考えて、それでギクシャクして行政庁が出さないということになれば、それはそれで考え方を得ないと思う。仕組み自体が円滑性を欠くことであれば。ところが、今の段階では不服審査会を信頼しているときに、不信感に立った前提のもとでの議論を控えた方がいいのではないかと私は思う。

尾崎)内閣総理大臣が両議院の同意を経て委員を任命する。日本の内閣総理大臣は割合すぐ替わってしまう。ところが、委員の方は替わらない。そうすると、すべてのことに責任を持っている内閣総理大臣が、実は任命した人と違う内閣総理大臣になっていることがあるので、「拒むことができないものとすること」でスッパッと割り切ってしまうのがよいのかどうか、私はどうしたらいいのか意見はないが、モディレートしておいた方がいいと思う。任期のことが書いてないのでよく分からないが、おそらくそういう事態が起こると思う。複数の委員だから、あるいは政治的に対立する存在であるということも起こりうる可能性はある。その場合でも委員になる方はそんな行動はしないと思うが、少しモディレートしておいた方が無難であると思う。

部会長)いろいろ議論はできるのだが、信用できないということは言えないわけである。ちゃんと秘密遵守義務も課してあるし、罰則まで付けるということである。その議論に踏み込むのは、内部でいくら議論してもいいのだが、立法理由としてはとてても信用できないとは言えない。ここは難しいところだ。言うとすれば信用するとしか言えない。総理大臣もあてにならないし、不服審査会の委員にも変な人が入るかもしれない。形式的には総理大臣は信用できなくても信用している顔をしなければならない。

(勝見)インカーメラ制度を採ったことを非常に褒められているわけだから、今回の部会の報告の目玉であることは間違いない。先ほど私が言ったように、ただし書を付けるということはその目玉を減殺すること非常に大きなものがあると思う。それで言っているわけであるが、行政事件訴訟特例法自体はされることながら、行政事件訴訟法は司法対行政の問題、それから議院証言法は立法対行政の問題である。最初に言ったのは、あくまで行政機関内部の問題と考えた場合に、なおさら簡単ではないかと考えるか、そうではなくいろいろ問題があるのだと考えるかどうかに踏み切れば、同じ行政内部の問題ならでははないかというふうに立法したらいいのだろうか。私はどうも皆さんから非難されるような立法例しか考えられないのだが、何か言い知恵がないかと思って発言した次第である。

部会長)仮に総理大臣にしろ行政機関の長にしろ、何か国の重大な利益に反するとか、係る、というようなことを言わなければならないのである。そうすると、先ほど部会長代理が言ったが、防衛・外交は国の重大な利益に係る、と言えるが、警察の先ほどほどの例は、本当のことを言うと国の重大な利益に係る、とは、ちょっと言えないという気がする。それ自体は非常に重要な秘密であると私は思うが、国の重大な利益に係るとは言えないという気がする。仮に、総理大臣と書こうが行政機関の長と書こうが、「何か」であるから拒否した場合は、この限りではないと書かざるを得ない。その「何か」というのを、警察の立場に立つてみてもよほど苦労するだろうと思う。ある女性が捕まるか捕まらないなどは、国の重大な利益には当たらないのではないかという気がする。むしろ、先ほど言われたようにサードパーティの話である。そこをどうするか。何も書かない方がむしろよいと思う。すると、実際にはよいと思う。審査会の良識を信頼すると言ったら、そういうことは言えるわけである。すると、理解は求められるわけである。法律に書くかとなると「国の重大な利益」では、警察は落ちてしまうような気がする。

今泉)その点では、もう1つの理由では国の重大な利益がある。私は国際テロくらいは入ってもいいと思っている。しかし、それでは指定暴力団の件は入らないことになる。オウムも入らない。その場合には、情報源の生命・身体という全然別なことになる。内容は言うのである。インカーメラを勘弁してくれと警察は言っているわけである。ただ、内容を見せろと言われれば見せられないわけである。

塩野)どうも国の重大な利益とかそういう問題とは、私は少し違うような気がする。要するに、この情報は日本国内ではこれこれの人しか見ていない、外国でも同じであるということがポイントであると思う。そうだとすれば、私は指定暴力団でも入るのだから、もっといろいろな高度な武器の問題まで、これは日本国といつても、場合によっては総理大臣も知らないかもしれないから、ごく一部の人しか知らないという限定があると思う。その限定については、私は説明を受けなければ審査会は引っ込むべきであると思う。そのルールをどういうふうに書き表すかということで、それは私は行政機関の長でもいいと思うし、あるいは内閣総理大臣でもいいと思う。こういう情報であるというのを言って要請をすれば聞けばよいし、それに応じて審査会がやや形式的に判断をすればいいと思う。先ほどの原爆の問題でも、秘密保護法の話だと審査会に見せないと理屈は、部会長も言つたように成り立たないのではないかと思う。すると、やはり審査会の判断のルールをどこかで説明書の中でもいいし、あるいはいろいろなところでルールを決めればいいのではないかと思う。

(今泉)今回のリヨン・サミットで、国際組織犯罪についてなのだが40の勧告がある。その第27というのが、「我々は他国から受け取った機微な情報について可能な限り最大の保護を与えることの重要性を強調する。この異なる国々の権限のある当局は裁判上、行政上の手続きにおいて情報が開示される場合の要件をお互いに助言しあい、かつ要件から生ずる可能性のある問題点について予め論議すべきである。情報をソースする国は、情報をソースするかどうかを決定する前に機微な情報の保護について条件を付けることができる。情報を受ける国は、情報をソースする国との間で合意した条件を忠実に守らなければならぬ。」とある。そういうことから言うと、必ずしも内容が重大であるかどうかではなく、それは何かでインカーメラで見せるといふことになる。それは自分の仕事をうことになると、では、俺のところはお前さんのところには情報を提供するのをやめようということになる。それは自分の仕事をなくすわけで、外務省、防衛庁、警察庁にとっては非常に惜しいことである。

堀部)この議論に今まで出ていることに新しいことを付け加えることは、ほとんど不可能であるが、一方で不服審査会というのがこの制度の中で重要な働きをなし、こういう形でインカーメラで審査することの意味が非常に大きいということで評価されているところである。他方、ギリギリのところ、かなりインカーメラで問題になり得る、あるいはそれすらできないことがあり得ることとも理解できる。そこで、今まで出でていないので言えば、例えば不服審査会の委員の第19の秘密を漏らす行為に対する罰則であるが、従来の罰則よりも加重するとか、それによって不服審査会の委員の機密保持義務を厳しくするということも1つの方法であると思う。他方、恐らく非常に重要な情報についても問題だと、これは第21の不服審査会における事件の取扱いの4項目であると思う。例えば、そのうちの一つは、審議は非公開とするということになっているが、例えば、そのサードパーティ・ルールのもので、不服審査会の審議は非公開とするということになっているが、例えば、そのサードパーティ・ルールのもので、不服審査会の審議は非公開としても、そういう文書をインカーメラで出たのかどうかで、インカーメラでも出せないというようなものが問題になったときに、審議は非公開としても、そういう文書をインカーメラで出たのかどうかということ自体の公開要求、質問が出ることがあり得ると思う。これは実際に地方自治体でやっていて、最近は大分答申書を記者クラブに出しているのだが、前は記者会見の要求がかなりあって、記者会見をほとんど毎回やっていた。そうすると、書を記者会見に出しているのだが、前は記者会見の要求がかなりあって、記者会見をほとんど毎回やっていた。そうすると、書を記者会見に出しているのだが、前は記者会見の要求がかなりあって、記者会見をほとんど毎回やっていた。そういうことで、これは大変な問題であろうと思う。

今泉)今の意見だが、不服審査会の委員がインカメラにしたら秘密をばらすだろうという立場には立っていない。およそこれはサードパーティー・ルール、これは君とオレの関係だというところなので、およそこれを守らないと、あと情報が入らないということで、きついのである。

堀部)そういういろいろなことがあると思うのだが、それに加えてそういうことも考えてみてはどうかということである。

(部会長)部会長代理の提案を若干私なりに整理させてもらえば、必要があると認めるときには見分させることができる。その場合において拒むことはできないとして、説明書の中に必要があると認めるときは拒むことはできないと書いてあるが、こういう、これこれの場合には当該行政機関が行って今のサードパーティの理論で説明すれば、不服審査会はそういうものを求めるべきではないと思う、そういう趣旨のことを書けばよいということか。

塩野)そうだ。それが「必要があると認めるときは」のところで、うまく表現できるかということは残る。それだけで少し心配だとうときには、むしろ先ほどの部会長の提案の行政機関の長あるいは内閣総理大臣がサードパーティーという理由を説明して要請したときには、それを不服審査会は尊重するものとするといったことを書き加えれば、趣旨がもっとはっきりすると思う。

佐藤)違う論点である。不服審査会を中心には1つかという問題であるが、その点については私もまあ1つでやむを得ないかなと思っている。巡回制度を充実して、ヒアリングをやってあげれば、不服審査会の議論はこちらでやって構わない。ただ、その巡回はどこでやるのか、各地裁の所在地でやるのか、あるいは高裁の所在地ぐらいのところでやるのか、その辺のところを少し考える必要があると思うが、巡回制度を充実するならば、まあ1つでやむを得ないのかなと思っている。

それから不服審査会の人数が多くなるのはちょっと問題であると思う。先ほどの議論とも関連してくるところもあり、多くない方がいいと思っている。

それから裁判所の管轄については、昨日いろいろ言われた。私も最初の頃から言っているように、できるだけ地方で訴訟ができるような形にした方がいいのではないかと思っている。では、どういう理屈があるかということだが、昨日の近畿弁護士会の山口弁護士のペーパーで3つほどの提案が入っている。その是非についてはもっと検討する必要があるかもしれないが、何かその方向で考える余地がないかどうか。法律で書ければ一番いいのだが、少なくとも報告書の中で、差し迫った課題としては是非とも書いて欲しいという気持ちである。この辺は検討していくと、行政事件訴訟法の管轄に関する考え方の問題にまで至る可能性がある。普通の民訴は、被告が不意打ちをくらってはいかんというのがそもそもの趣旨だったと思うが、やはり今の話の限界なら、全然私は問題ないと思う。

部会長)第1のも報告書でいいのか。

佐藤)それは書き方の問題になる。全体のバランスもあるので、そこだけ細かくなってしまう。それはこれからの議論で必要があれば意見を述べる。

勝見)今の話だと、近弁連はかなり遠慮した言い方か。

佐藤)かなり強い。

(勝見)どうか。私さきほど言ったが、どうも民訴の理屈から言うと、各地裁を認める理屈が立たないので、情報公開は一つの革命だから、民訴も一つの革命的な改正を考えなくてはいけないというのは屁理屈になって、国民のためと言わざるを得ないと思う。普通の民訴は、被告が不意打ちをくらってはいかんというのがそもそもの趣旨だったと思うが、やはり今の話の限界なら、全然私は問題ないと思う。

秋山)私もこの際思い切って、今までなかなか難しいと思っていたが、勝見委員が言うように、新しい制度を導入するのだから、それはうまく使い、機能していくことが大事だから、その場合不服申立てとか訴訟というのが重要で、そういうものがあるから、裁判の管轄の問題は、原則は訴えられるところの裁判所という原則は一応あるわけだが、例えば民訴でも不動産の所在地には管轄があるし、不法行為地にも管轄があるし、義務履行地にも管轄があるわけなので、結局どういう管轄が当事者の衡平にとっていいか、あるいは証拠の所在地にとっていいか、いろいろなことを考えて決めるので、行政庁の所在地と限る必要はない。

行政事件訴訟法の第12条を見ても、第1項は行政庁の所在地だが、第2項は土地の収用など、その不動産あるいは特定の場所にかかる処分の場合は、その不動産あるいは特定の場所の所在地の裁判所にも管轄があるという考え方だし、それから第3項は、処分に関して事案の処理にあたった下級行政機関がある場合は、その所在地にもということで、この2項、3項の考え方を少し情報公開法に採り入れれば、可能ではないか。

先ほどの近弁連の山口弁護士の案は、第1案は請求人の所在地にストレートに管轄を認める案だが、十分理由はあると思

う。情報公開訴訟をやる場合に、行政庁が出ていくべきなのか、請求人が出ていくべきなのか考えた場合に、どちらがその能力があるかということを考えれば、請求人の所在地ということも考えられる。第2案として、先ほどの12条の2項のような案を言っている。行政文書が所在する土地の裁判所という考え方、それから、行政文書が関係している土地の裁判所という考え方、行政の中身が関わっている場所の裁判所というような考え方を持ってきて、12条の2項とおなじような考え方で特別な規定は置けるのではないか。

12条の3項との考え方で言うと、先ほどの窓口との関係もあるが、都道府県に一つ窓口を置いて経由させた場合、形式的な受付という場合には、事案の処理に当たったといえないが、窓口という形で関与した土地の裁判所という決め方も可能ではないか。それも、この情報公開法でやってしまっていいのではないかと思うので、思い切って発言した次第である。

福川)私は、訴訟は素人だが、行政事件訴訟法の2項、3項をいうというのは一つの方法かもしれないが、窓口を通すといっても、文書を保有しているところへストレートに行くのが非常に多いので、地方の窓口でただ通ったというだけで、それがすぐ訴訟に引っかかるというのは、それで非常に説得的かなという気はする。

私は、今の一般的行政事件訴訟の範囲内で管轄権を考えるというのが一つの方法だと思うが、それを飛び越えて、情報公開は被告よりもむしろ原告のところの問題だから、そこで全部やりやすくなってしまうというところまで行ってしまうと、最初にいい慣例を作っていくということになったときに、あまり訴訟が分散していくのが、果していい判例が積み上がっていかのかと思うので、私は訴訟もあまり分散しない方がいいと思うし、どれだけ訴訟にいくケースが多いかどうかよくわからないので、やや限定で、私は訴訟も考えて、事件が多くてやっていけない、あるいは弊害がないから広げていくという、摺り足方式がいいのではないかと思う。

秋山)ただ、放っておくと東京地裁に全部集中する。そうすると件数が相当になると思うし、裁判所の負担も相当であると思う。大阪で平松教授が言ったことだが、特定の裁判所だけに集中することが制度にとっていいのか、やはりある程度いくつかの裁判所にかかるべくして、判断がいろいろ出てくるというのが、かえって健全ではないかという気もする。

塩野)少し悩ましいのは、行政事件訴訟法が、国民にとって果して使いやすいかどうかというの、実は、学界及び弁護士会レベルで問題になっている。裁判管轄だけでなく、あちこちある。そういうときに、一つの考え方は、だからこそ情報公開法が先に出ろという意見と、なんで情報公開法だけ特別扱いするのかという、これはしょっちゅう出ている話だが、手数料だって情報公開だけ特別にしろという議論につながるので、よほどの理由がなければいけないということで、今いろいろな理由が挙がっているが、行政事件訴訟法の管轄の考え方がどういうふうにすり合わされるのかというのは、今日すぐ答えられる用意はないが、この点は何か考えるに値する意見が多数あるとすれば、従来の行政事件訴訟法についての審議録が公開されていることもあるので、外国では所在地のようだが、それが外国の場合には一般の行政事件の裁判管轄と同じなのか違うのかと、いう点も調べてからでないと、なかなか答は出にくいのではないかと思う。

これだけ意気が上がるとは思わなかつたので、地方にいる人は、本当にそれなりの実感を持って発言しておられたので、率直に聞いて準備をしなければならないと思う。ただ私は、どっちということは、結論は言えない。

鈴木)第1点だけ。不服審査会は一つであって、巡回を遣っていくというのが妥当だと思う。第2点は留保して、考えさせてもらいたい。

(部会長) 第3はどうか。

鎌木)第2は 捜査説 第3は 本日は。

部会長)私は、あまり昨日言わされたから、大分原告の方に同情的になってきたのだが、ただ国の方が非常に不便なのかどうか。それもあまり不便ではないような気もするし、法務局もあるから、みんな出張してやればいいではないかという気に今のところなっている。

部会長代理が言ったように、そもそも、どういうことで、行政事件訴訟法でああいう規定ができたのか、その辺のところをもう少し調べさせてもらいたいと思っている。9月までにもう少し考えたい。

秋山)第16の権限委任だが、ここも管轄と関わる所で、権限がどれだけ地方に下ろせるかということだから、これだけでなく、報告書で可能な限り下ろすべきだということを、基準でも何か言えればという気がしている。

特に行政処分に関する情報は、行政府に権限委委任するというようなことは必要ではないかと思っている。

部会長)私もそういう考え方で、この辺のところは報告書でもう少し書いてもらった方がいいと思う。ついでにいうと、予算は通産局に配賦すれば、その予算に基づいていろいろなものを買ったりご馳走したりするのは、証憑書類は通産局にあるのだろう、款項目の範囲内は。そういうものは、一々中央に公開・不公開の権限を与える必要はないわけで、通産局に書類があるし、処分権限の委任と同じで、予算の執行は当然任せているのだから、公開不公開の権限も委任していいのではないかと思うが。

基準とかいうのは、中央から通達を出して、指導、指揮監督をしていいと思うが、そんなものはいちいち本省に来たら、むしろないのでしょう。

福川)ものによってあるものとないものがあるが、権限を委任しているものは大体ない。

例えば、大店法の許可のように、いずれこっちに上がってくるというのは両方あるケースがあるが、面積でこれ以下のものは都道府県知事に、任せたというものは、まず通常は来ない。本省にはないと思う。

部会長)むしろ役所から言っても、地方のそれぞれの出先機関に開示、不開示の権限を与えた方がいいと思う。

福川)現実にはそうなると思う。本省に持ってくると手間が倍かかるし、そうでなくても本省に来るのはもっと多いだろうから、権限が行っているのは地方でなるべく処理したいということになると思う。

部会長)これは、実態をもう少し、ということになっているが、どうも地方に下ろした方が、お互いみんないいのではないかとう気はしている。

それでは、時間が大分経過したので、今日はこれで散会したい。

(以上)

)

戻る

)